

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 4 月 11 日 (火) 第 403 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 土地改良区管理規程の変更の認可 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業に係る不換地の指定 (農地整備課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 5
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 6
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
マリーンちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	令和5年3月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
海浜薬局	南さつま市加世田村原四丁目	令和5年	精神通院医療

	6番地2	4月1日	
阪神調剤薬局日置店	日置市伊集院町妙円寺一丁目1-6	令和5年4月1日	精神通院医療
阪神調剤薬局ひよし店	日置市日吉町日置1152番地1	令和5年4月1日	精神通院医療
阪神調剤薬局ゆのもと駅前店	日置市東市来町湯田3610番地6	令和5年4月1日	精神通院医療
阪神調剤薬局いちき串木野店	いちき串木野市大原町80番地2号	令和5年4月1日	精神通院医療
おおすみ薬局	鹿屋市新川町908番地	令和5年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年4月11日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
公益社団法人教育・ヘルスケア振興節英会	鹿児島市鴨池一丁目64番6号	訪問看護ステーション節愛	鹿児島市荒田二丁目76番地12号エクシード騎射場202号室	令和5年4月1日	精神通院医療
合同会社OZ	大阪府松原市田井城一丁目7番26-306号	精神科特化型訪問看護ステーションOZ鹿児島	鹿児島市武岡五丁目12番7号	令和5年4月1日	精神通院医療
株式会社始済会	始良市東餅田1760番地NFビル102号	訪問看護ステーションあいせい	始良市東餅田1760番地NFビル102号	令和5年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年4月11日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ひおき診療所	日置市日吉町日置1150番地1	令和5年4月1日	精神通院医療
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地	令和5年4月1日	精神通院医療
福山医院	大島郡和泊町和泊96-5	令和5年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
しあわせ調剤薬局	鹿児島市西伊敷三丁目18-6	令和5年4月1日	精神通院医療
しあわせ調剤薬局緑ヶ丘店	鹿児島市緑ヶ丘町7番9号	令和5年4月1日	精神通院医療
指宿薬剤師会薬局	指宿市十二町4224番地	令和5年4月1日	精神通院医療
ひまわり薬局	霧島市国分野口東1157番地2	令和5年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社ケアサークル長島	出水郡長島町指江82番地13	ナガシマ訪問看護ステーション	出水郡長島町指江82番地13	令和5年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
		変 更 前	変 更 後	
郡元マリンバ薬局 鹿児島市郡元三丁目3番15号	名称	マリンバ調剤薬局郡元店	郡元マリンバ薬局	精神通院医療
	所在地	鹿児島市郡元三丁目3番14号東ビル1F	鹿児島市郡元三丁目3番15号	
南国タケシタ薬局キラメキテラス店 鹿児島市高麗町43番20号	名称	南国タケシタ薬局二中通り店	南国タケシタ薬局キラメキテラス店	精神通院医療
	所在地	鹿児島市高麗町43番26号	鹿児島市高麗町43番20号	

鹿児島県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
医療法人玉水会 鹿児島市下伊敷一丁目 1 番 5 号	いしき訪問看護ステーション 鹿児島市草牟田町 3 番地 21 サンコーポ菩提樹 303 号室	事業所の所在地	鹿児島市草牟田町 9-11	鹿児島市草牟田町 3 番地 21 サンコーポ菩提樹 303 号室	精神通院医療

鹿児島県告示第 380 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 3 項の規定により、令和 4 年 7 月 5 日付けで肝属中部土地改良区の荒瀬ダム管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の荒瀬ダム管理規程の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(1) 水位

満水位 標高 144.00 メートル

低水位 標高 123.60 メートル

(2) 放流

放流は、洪水吐からの越流による場合、基準地点における河川流量が荒瀬ダムに係る水利使用規則（以下「水利使用規則」という。）に定められた基準河川流量を超える場合、貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要がある場合及び水害が予想される際に、貯水位を低下させ、空き容量を確保する場合に行うことができる。

(3) 最大取水量等

最大取水量等は、水利使用規則に定められた方法により行うものとする。

2 点検及び整備に関する事項

ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

3 緊急事態における措置に関する事項

(1) 洪水時においては、管理者は、気象官署が行う気象観測の成果を的確かつ迅速に収集、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 46 条第 1 項の規定による通報、最大流入量その他流入量の時間的変化の予測、法第 49 条の規定による記録の作成その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置を行う。

(2) 管理者は、干ばつのおそれがあると認めるときは、理事長及びダム利用者の意見を聞き、取水に関する節水計画を立て、これにより取水を行い、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。

4 気象及び水象の観測に関する事項

管理者は、気象及び水象について定期的に観測する。

鹿児島県告示第 381 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備、農道整備及び農用地利用保全）第三肝付地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 5 年 4 月 12 日から同年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により，土地改良事業県営経営体育成基盤整備荃永地区の換地計画を定めるに当たり，次に掲げる土地について，これらを従前の土地とする換地を定めない土地として指定した。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

換地を定めない土地

市町村名	大字名	字名	地番	地目	用途	地積㎡		
熊毛郡 南種子町	荃永	前田	143-2	田	田	523		
			144	田	田	863		
			153-1	田	田	302		
			153-2	田	田	453		
			155-3	田	田	525		
		東馬渡	588-3	田	田	1,092		
			589-1	田	田	814		
			590-3	田	田	657		
			592-1	田	田	543		
			720-3	田	田	233		
			721-2	田	田	660		
			723-3	田	田	550		
			724-4	田	田	1,088		
			725-2	田	田	1,046		
			726-1	田	田	1,048		
		菱田	1037-1	田	田	601		
		庭草	1185-5	田	田	969		
			1190-6	田	田	500		
			1190-7	田	田	838		
		高山	1499	田	田	592		
			1508-5	田	田	553		
			1513-1	田	田	3,328		
			1522	田	田	789		
			1524	田	田	1,450		
			1534-2	田	田	362		
			1604-6	田	田	538		
			1604-8	田	田	366		
				野木田	4135-3	田	田	261
					4136-2	田	田	853
				佐山崎	4173	田	田	1,266
					4177	田	田	1,524
4186-2	田				田	341		

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 4 月 11 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
支援センターさつま	薩摩郡さつま町 宮之城屋地729	社会福祉法人ひいらぎ会	薩摩郡さつま町 宮之城屋地670 番地 2	城森 直人	令和 5 年 3 月 31 日	就労移行 支援

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 5 年 3 月 17 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 7 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 5 年 4 月 11 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26, 507	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	265, 664	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149, 500
	鹿屋市・垂水市区	31, 216
	枕崎市区	5, 606
	阿久根市・出水郡区	8, 154
	出水市区	14, 333
	指宿市区	10, 892
	西之表市・熊毛郡区	11, 013
	薩摩川内市区	25, 543
	日置市区	13, 034
	曾於市区	9, 569
	霧島市・始良郡区	36, 683
	いちき串木野市区	7, 522
	南さつま市区	9, 141
志布志市・曾於郡区	11, 622	
奄美市区	13, 256	

	南九州市区	9,289
	伊佐市区	6,854
	始良市区	21,325
	薩摩郡区	5,529
	肝属郡区	9,597
	大島郡区	15,932
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		265,664
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年4月11日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 豊丸ととある企業の最新作 2 H 1	豊丸産業株式会社	2P0407
ぱちんこ遊技機	P y e s ! 高須クリニック 4 5 0 0 から青天VI	豊丸産業株式会社	3P0013
回胴式遊技機	L バイオハザードヴェンデッタ F K	株式会社ロデオ	3S0143